

裁 決



審査請求人 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

上記審査請求人代理人 [Redacted]

[Redacted]

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が平成19年9月7日付けで提起した保護決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、平成19年8月20日付け高福保第65895号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保護決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば次のとおりである。

請求人は、平成19年7月23日、高松市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し生活保護申請を行い、処分庁は、平成19年8月20日付けで保護開始決定を行ったが、7月分の住宅扶助費は、平成19年7月23日からの日割額であった。しかし、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知）（以下「実施要領」という。）第6-4-(1)-イによれば、「月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするときは、1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。」とされており、請求人は7月分の家賃を未払いであったのだから、日割でなく1か月分の住宅扶助費が支払われるべきである。

また、保護決定通知書に記載しなければならない教示については、高松市生活保護法施行細則で定められた内容と相違し、不十分なものである。

## 第2 認定事実

当庁が調査をしたところ、次の事実が認められる。

- (1) 平成19年7月23日、請求人から処分庁に対し、生活保護申請がなされた。7月分の家賃40,000円については、請求人は就労できず、収入がないため未払いであった。
- (2) 処分庁は、平成19年8月20日付けで保護開始の決定を行ったが、7月分の住宅扶助費については、保護申請日である平成19年7月23日からの日割額を計上した。また、保護決定通知書に記載しなければならない教示については、高松市生活保護法施行細則で定められた内容と相違し、不十分なものであった。
- (3) 処分庁は、平成19年9月11日、香川県から本件処分について、7月分の住宅扶助費が日割になっていることを不服として審査請求が提起された旨の通知を受け、同日、ケース診断会議において、1か月分の住宅扶助費を支給することを決定した。
- (4) 平成19年9月25日、処分庁は、日割計算により既に支給済みの額11,612円と1か月分の住宅扶助費である40,000円との差額28,388円を請求人に対し追加支給した。また、保護決定通知書に記載しなければならない教示の内容について、処分庁は職員に対し、高松市生活保護法施行細則で定められた様式を使用するよう周知、徹底した。

## 第3 判断

実施要領第6-4-(1)イによれば、「月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするときは、1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。」とされている。

保護決定通知書に記載しなければならない教示が、高松市生活保護法施行細則で定められた内容と相違し、不十分なものであることについては、本件処分の効力に影響を与えるものとは認められないが、事実認定(1)によれば、7月分の家賃40,000円については、請求人は就労できず、収入がないため未払いであり、実施要領第6-4-(1)イに定められている日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするときに該当すると言えるから、住宅扶助費については、日割ではなく1か月分を支給すべきであり、本件処分は取り消されるべきものであると言える。

しかし、事実認定(3)及び(4)によれば、処分庁は、1か月分の住宅扶助費を支給することを決定し、平成19年9月25日、日割計算により既に支給済みの額11,612円と1か月分の住宅扶助費である40,000円との差額28,388円を請求人に対し追加支給したのであるから、本件審査請求の目的は消滅して

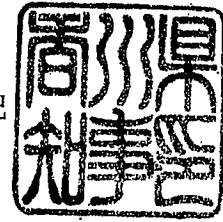
いると言うことができる。

#### 第4 結論

よって、本件審査請求は、不適法なものであるので、行政不服審査法第40条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年10月25日

審査庁 香川県知事 真鍋武紀



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした高松市を被告として（訴訟において高松市を代表する者は高松市長となる。）決定の取消しの訴えを、あるいは香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となる。）この裁決の取消しの訴えを提起することができる。